

【No.119】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.22】別表五(二)の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.17】1③欄の配当の金額は、株主資本等変動計算書等に記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.105】役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.24】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.19】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.25】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

【No.23】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.24】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。

【No.102】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.108】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

ことにあります。

別表四

区 分		保 有 者	社 外 流 出	分
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	配 当	③	円
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2			
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
損金経理をした納税充当金	4			
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)	5			
減価償却の償却超過額	6			
役員給与の損金不算入額	7			
交際費等の損金不算入額	8			
通算法人に係る加算額	9			
小 計	10			
減価償却超過額の当期認容額	11			
納税充当金から支出した事業税等の金額	12			
受取配当等の益金不算入額	13			
(別表八(一)「5」)	14			
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	15			
(別表八(二)「26」)	16			
受贈益の益金不算入額	17			
適格現物分配に係る益金不算入額	18			
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	19			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	20			
通算法人に係る減算額	21			
(別表四付表「10」)	22			
小 計	23			
(1)+(11)-(22)	24			
額	25			
△	26			
△	27			
△	28			
△	29			
△	30			
△	31			
△	32			
△	33			
△	34			
△	35			
△	36			
△	37			
△	38			
△	39			
△	40			
△	41			
△	42			
△	43			
△	44			
△	45			
△	46			
△	47			
△	48			
△	49			
△	50			
△	51			
△	52			